

議案第41号

富士見市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和32年条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

職員のサービスの宣誓の実施方法を見直すため、富士見市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

富士見市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和32年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名」を「を任命権者に提出」に改める。

別記様式中「氏 名印」を「氏 名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。